市道西木戸一の宮線発掘調査報告書作成委託業務　仕様書

第１章　総則

第１条（目的）

本仕様書は、安芸市が「市道西木戸一の宮線に係る発掘調査報告書作成業務委託」（以下「本業務」という。）を受託者に委託するにあたり、適正且つ円滑な遂行をはかるために、その内容を定めたものである。

第２条（適用基準）

受託者は本業務の実施にあたり本仕様書及び設計図書の他、文化財保護法及び同法施行令、国の各省庁の埋蔵文化財の取り扱い、手続きに関する各通知、通達、その他関係法令に準拠して行うこと。

２　整理報告書作成における取扱い工程は、「発掘調査の手引き−整理報告書編−」（文化庁文化財部記念物課 平成22年3月30日刊行）等に基づくこと。

第３条（受託者の責務）

受託者は、本業務遂行に当たり必要な資機材の調達・管理及び設置等を行い、職員の雇用並びに労務管理、整理作業施設の保全及び安全管理等を行う。また受託者は、本業務が発掘調査に伴う報告書作成を行うことを目的とするものである。そのため受託者は、当該目的を十分に認識したうえで、業務を遂行しなければならない。

２　受託者は、定期的に作業の進行状況を書面・図面等により安芸市に報告し、安芸市と受託者協議のうえ、本業務を遂行しなければならない。

第２章　業務概要

第４条（業務概要）

本業務の内容は次のとおりとする。

１　業 務 名　　市道西木戸一の宮線発掘調査報告書作成委託業務
２　業務場所　　受託者の施設内作業所
３　業務内容　　報告書作成
・洗浄、注記、分類・仕分、接合
・遺物実測及びトレース
・遺構図掲載調整
・拓本
・写真撮影
・報告書作成（本稿執筆・図版作成等）
・印刷製本

第５条（再委託の禁止）

受託者は、業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

第６条（期限の厳守）

受託者は、委託期間内に作業を完了することを厳守しなければならない。

第７条（事故等の解決）

受託者が本業務の遂行中に事故を起こし、また第三者に損害を与えた場合は全て受託者が責任を持って解決するものとし、その経過を速やかに安芸市に報告しなければならない。

第８条（業務の開始及び完了）

受託者は、契約締結後速やかに安芸市と協議のうえ業務に着手するものとし、業務完了後は速やかに作業が完了した遺物及び成果品を納品し、安芸市の検査を受けるものとする。

第９条（業務担当者）

受託者は、本業務期間中、業務担当者として主任調査員並びに調査員を適切に配置させなければならない。

２　主任調査員は、以下の基準を満たした者で、本業務の総括を行うとともに、業務にあたる職員を指揮・監督し、作業進行を監理する。

（１）受託者が雇用する社員として 12 ヶ月以上継続雇用されていること。

（２）学芸員の資格を有し、大学（四年制）または大学院において考古学もしくはこれに類する学科目を専門に修める課程を修了していること。

（３）埋蔵文化財発掘調査の経験年数を 36 ヶ月以上有するとともに整理作業を報告書刊行（遺構・遺物・まとめ等の記載をさす。概要報告・試掘確認調査報告書の執筆は含まない。）まで主体的に行った経験のある者。

３　調査員は、以下の基準を満たした者で、主任調査員の指示の下、本業務を主体的に行い、整理作業員に指示する者とする。

（１）受託者が雇用する社員として 12 ヶ月以上継続雇用されていること。

（２）学芸員の資格を有し、大学（四年制）または大学院において考古学もしくはこれに類する学科目を専門に修める課程を修了していること。

（３）埋蔵文化財発掘調査及び整理作業の実務経験のある者。

４　整理作業員は、以下の基準を満たした者で、主任調査員・調査員の指示の下、本業務における作業を行う者とする。

（１）大学（四年制）または大学院で考古学もしくはこれに類する学科目を専門に修める課程を専攻し卒業（修了）した者または、埋蔵文化財出土遺物等整理の実務経験が 36 ヶ月以上有する者。

５　本業務期間中、主任調査員と調査員は原則として交替してはならない。やむを得ずその必要が生じた場合は、速やかに安芸市の承認を得なければならない。

第３章　基本事項

第 10 条（提出書類）

受託者は、契約締結後、速やかに安芸市に以下の内容を満たした資料を作成し、安芸市の承認を得なければならない。なお、提出書類の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度変更書類を提出し、安芸市の承認を得ること。また、本業務の作業数量・内容等に変更があった場合は、安芸市と受託者協議のうえで対処するものとする。

（１）業務着手届

（２）主任調査員及び調査員選任通知書（健康保険証の写しを添付）

（３）主任調査員及び調査員実務経歴書

（４）業務工程表（作業施設の所在地・環境含む）

（５）その他、安芸市と受託者協議のうえ必要と認められる書類

第 11 条（主任調査員の交代請求）

安芸市が主任調査員を不適格と判断する場合は、受託者は速やかに代替の主任調査員を選任し、安芸市の承諾を得なければならない。

第12条（作業に対する監理）

安芸市は、受託者の作業状況を把握し、作業内容や進捗状況が適切であるかどうかを確認するために、受託者の行う作業の監理を行う。安芸市は必要に応じ受託者に対し指示を行い、または協議・調整の場を設けるよう指示することができる。

第13条（作業の監理事項）

安芸市が行う本業務の監理について、確認する事項は以下のうち、委託した作業に関わるものとする。

（1）進捗状況（工程表との対照）
（2）水洗方法・仕上がり状況
（3）登録・分類方法・仕上がり状況
（4）遺物の注記方法・仕上がり状況
（5）遺物の接合方法・仕上がり状況
（6）遺物の実測・採拓方法・仕上がり状況
（7）遺物実測図・トレース、遺構図掲載調整方法・仕上がり状況
（8）観察表DB の記載内容・仕上がり状況
（9）遺物写真の仕上がり状況
(10) 報告書のレイアウト・編集作業、図版等の掲載状況
(11) その他、安芸市が必要とする事項

第14条（作業道具等）

作業を行うにあたって必要となる道具及び材料等については、全て受託者の負担とする。ただし、安芸市が別に定めている場合は、これを使用する。

第15条（紛争回避）

受託者は、本業務遂行上、紛争が起こらないよう努めなければならない。万が一紛争が起きた場合には迅速に対処し、その結果を書面で安芸市に報告しなければならない。

第16条（貸与品及び支給品）

受託者は、貸与品及び支給品において、その受渡し状況を記録した帳簿を備え、常にその管理状況を明らかにしておかなければならない。

第17条（作業場所）

作業は、原則として受託者の作業施設で行うものとする。

2　本業務の対象物が貴重な文化財であることから、搬送中の破損・紛失等のおそれを極力抑制するため遺物実測及びデジタルトレース等作業並びに写真撮影は四国管内の受託者の作業施設で行わなければならない。また作業施設については、遺物整理所および遺物保管場所として200 ㎡以上の面積を有するセキュリティ機能を備えた施設とする。

3　受託者は作業施設の所在地・環境について書面にて提出し、安芸市の承諾を得なければならない。

第18条（環境整備）

受託者は、本業務期間中に生じた産業廃棄物・一般廃棄物を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令等を遵守し、適切に処理し環境整備に努めなければならない。

第４章　作業内容

第19条（水洗いの作業方法）

水洗いは、以下のとおり行うものとする。

（１）洗浄は水道水で行い、他の遺跡、遺構及び土層等との混在及び混入が生じないよう十分な注意を払う。

（２）洗浄は、遺物の持つ情報を失うことのないよう、必要に応じてブラシや刷毛等を用い、細心の注意を払う。

（３）脆く、そのままでは洗浄以降の作業に耐えない遺物が確認された場合は、速やかに安芸市と協議し、必要に応じて土器強化剤を使用することとする。

（４）遺物に墨書等文字が記載されていることが判明した場合は、速やかに隔離のうえ、安芸市に連絡し、その後の指示を仰ぐ。

（５）顔料等付着物がある場合は、速やかに隔離し、直射日光を避けたうえで、安芸市に連絡し、その後の指示を仰ぐ。

（６）乾燥及びコンテナケースへの収納にあたっては、他の遺跡、遺構及び土層等との混在及び混入が生じないよう十分な注意を払う。

（７）乾燥は、遺物内の湿気が十分になくなるまで行う。なお、乾燥機は使用しない。

（８）作業にあたっては、作業前に収納されていた袋単位で行うものとし、異なる袋に収納されている遺物と混在することのないように十分留意する。

（９）土製遺物及び石製遺物以外の遺物が混入していることが判明した場合は、速やかに当該遺物を隔離した後、安芸市の指示を仰ぐ。

第 20 条（遺物台帳作成）

遺物台帳作成は、以下のとおり行うものとする。

（１）原則として、全ての出土遺物を対象に考古学的分類を行う。分類内容、手法は安芸市の指示に従う。

（２）分類した遺物の点数を調査区、遺構等の属性ごとにカウントする。カウント結果は「MicrosoftExcel」を用い、台帳化する。

（３）遺物点数のカウントの単位となる属性は、安芸市の指示により決定する。

第21条（注記の作業方法）

注記は、以下のとおり行うものとする。

（１）原則として全ての遺物について行う。

（２）微少なため文字が記入できない遺物については、遺物に直接注記せず、別の容器に保管し、当該容器に記載する。

（３）一片の大きさが小さい等の理由で、他の片と接合のうえ注記した方がよいと思われる場合は、安芸市と受託者協議のうえ対応する。

（４）安芸市から特に指示のあった重要遺構及び重要土層からの出土遺物については、特に注意を払い作業を行う。

（５）遺構番号については、発掘現場にて付与しているものを使用し、変更しない。なお、安芸市の判断で遺構番号を変更した番号は、速やかに受託者に対してその旨連絡するとともに、変更後の番号を使用する。

（６）実際に遺物に必要事項を記入する際は、遺物のもつ情報を損なわない場所であるか、また対象遺物の上下が正確であるか、十分確認する。

（７）注記に用いる道具は、遺物を損傷しないもので受託者の判断によるものとする。

（８）注記は原則墨汁（黒色の塗料）等で行うこととするが、遺物の色の関係で文字の判読が困難となる場合は、受託者の判断で白色の塗料で行う。

（９）脆弱若しくは表面摩擦の恐れがある遺物については、コーティング材等を用いて注記した箇所を保

護する。
(10) 作業にあたっては、作業前に収納されていた袋単位で行うものとし、異なる袋に収納されている遺物と混在することのないように十分留意する。

第22条（接合の作業方法）

接合は、以下のとおり行うものとする。

（1）破片となっている遺物の形状、色及び種類を見分け、同一の遺物の破片と推測されるものを抽出し、接合材を用いて繋ぎ合わせる。

（2）接合を行うにあたっては、遺物の特徴や表面の形状を損なうことのないよう、慎重に行う。

（3）原則、接合材としてはニトロセルロース系接着剤を用いるものとする。本仕様書にて指定していない接合剤を用いる場合は、安芸市と受託者協議のうえ決定するものとする。

（4）接合の際、注記が判読不能とならないよう注意するとともに、やむを得ず注記箇所を接合せざるを得ない場合は、別紙に注記の記載内容を写し取り、接合後、注記し直す。

（5）接合面が狭小なため接合困難な場合及び安定性を欠き実測作業に支障を来す場合は、補強材を用いて補強作業を行う。

（6）接合を行った遺物は、コンテナケースに収納する。

第23条（実測の作業方法）

実測は、以下のとおり行うものとする。

（1）実測は、１／１の縮尺で行う。

（2）実測図は、A4またはA3判方眼紙を使用し、１枚に１点の遺物とする。

（3）実測に当っては、H～４Hの製図用鉛筆若しくはシャープペンシル等を用い明瞭な線で表現する。

（4）器面調整、文様の表現方法については、安芸市と協議のうえ、その指示に従う。

（5）安芸市から指示のあった遺物については、採拓する。採拓に際しては、対象遺物の調整・文様が明瞭に表示され、かつ、濃度むらが生じないようにするとともに、対象遺物を汚損しないよう、細心の注意を払うこと。拓本後は複写を実測図に貼付け、対応関係を示すこと。加墨および修正は、実物の内容を損なわない範囲において可とする。

（6）安芸市から実測図への写真貼込の指示があった遺物については、断面図は手書きで作成し、平面図は、手書きで作成した輪郭線内にデジタルカメラにて撮影した写真を貼り込むこと。

（7）器面調整、施文に用いられた器具の特徴、製作技法等、観察により得られた情報で実測図中に表現できない情報については、文章及び模式図を以って注記する。

（8）実測図には以下の事項について注記すること。

イ　遺跡名
ロ　遺跡番号
ハ　調査記号
二　登録番号（ラベル記載番号）
ホ　実測番号
ヘ　種別
ト　器種
チ　法量（口径〔復元口径〕・底径〔復元底径〕・器高〔残高〕等）
リ　色調（内面・外面）。記載は農水省農林水産技術会議事務局監修『標準土色帖』に準拠すること。
ヌ　胎土
ル　焼成
ヲ　調整（内面・外面）
ワ　備考

（9）口縁部・胴部・底部で残存度が１／６以上ある遺物については、反転復元を行う。

第24条（デジタルトレース等作業）

デジタルトレースは、以下のとおり行うものとする。

（1）デジタルトレースする遺物実測図および掲載調整する遺構図（平面図・土層断面図）の縮尺については、安芸市と受託者協議のうえ決定すること。

（2）デジタルトレース図は、基本的に遺物については１枚の方眼紙に１点の遺物を基本とする。

（3）デジタルトレースで使用するAdobe Illustratorのバージョンは、CCとする。

（4）デジタルトレースする遺物実測図の線種等については、安芸市と受託者協議のうえ決定すること。

第25条（観察表の作成）

本仕様書第23条に基づき、実測図に記入された注記事項等を「Microsoft Excel」を用いデータベース化すること。

第26条（写真撮影）

写真撮影は、以下のとおり行うものとする。

（1）遺物写真撮影は遺物１点につき１カットを基本とする。

（2）撮影は、2,000万画素以上のデジタル一眼レフカメラによるものとし、データ形式はRAW形式を標準とし、すべての画像について同解像度のJPEG形式ファイルを作成する。撮影解像度は事前の協議により決定する。

（3）ライティングは、個々の遺物の色調・形状により適宜調整を行い、最も良好な成果が得られる方法を採用するものとする。

（4）撮影後、速やかに画像再生機能によりデータ確認を行わなければならない。

（5）本業務に要する印画紙・保存媒体等の消耗品は、受託者の負担とする。

（6）撮影した写真は、安芸市の指定する台帳に基づき整理すること。

第27条（報告書作成）

報告者作成については、以下のとおり行うものとする。

（1）報告書はA4判として、構成・遺構及び遺物図版の縮小率等は安芸市の報告書に準拠すること。

（2）報告書全体のレイアウト・編集作業、掲載する図版等については、事前に安芸市と受託者協議のうえ決定すること。

（3）本文執筆については受託者が行い、安芸市の確認・校正を受けることとする。

（4）報告書の印刷方法はオフセット印刷・両面刷り、製本方法は無線綴じとする。

第28条（校正）

受託者の作成した遺物実測図、遺物トレース図並びに遺構図掲載調整の校正及び報告書作成に関しての校正は安芸市が行うこととし、受託者はその指示に従い修正を行うものとする。

第５章　検査

第29条（中間検査の時期）

安芸市は、本業務の監理を定期的に行うほか、以下の時期に中間検査を行うことができる。

（1）遺物注記が終了したとき。

（2）遺物実測作業がおおむね3分の1以上完了したとき。

（3）遺物トレースおよび遺構図掲載調整作業がおおむね3分の1以上完了したとき。

（4）報告書のレイアウト・編集作業、図版等が全体のおおむね3分の1以上完了したとき。

（5）その他、安芸市が必要と判断したとき

２　検査により、安芸市が必要な作業結果に適合していないと判断した場合は、受託者は速やかに改善し

なければならない。

第30（完了検査）

受託者は、本業務終了後（全工程を終了した後）、安芸市による完了検査を受けること。検査の結果、業務の履行が認められた場合、本業務が完了したものとする。

２　検査内容は、作業において安芸市が行った指示の履行状況、作業数量、成果品等とする。

第31条（契約変更）

受託者は、安芸市が行った検査により、業務内容に変更が生じた場合、変更契約を行うものとする。また、設計図書に違算が発見された場合も同様とする。

（１）業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合

（２）履行期間の変更を行う場合

（３）安芸市と受託者協議のうえ、業務実施上必要があると認められる場合

第32条（是正指示）

安芸市は、監理及び検査の結果、受託者の業務が適切に行われていないと判断した場合、受託者に対して速やかに是正するよう指示することができる。この指示の後、事態が改善されないと安芸市が判断した場合、受託者は業務担当者の交替等具体的な改善策をとらなければならない。

第33条（不備・不具合等への対応）

検査後において受託者に起因する不備・不具合等が認められた場合は、受託者の責任においてこれを訂正しなければならない。

第６章　その他

第34条（遺物の管理等）

作業の対象となる遺物は、委託期間中は受託者の責任において管理及び保管しなければならない。

第35条（著作権の帰属）

本業務における成果品等の著作権は全て安芸市に帰属し、受託者は安芸市の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

第36条（守秘義務）

受注者は、本業務中に知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

第37条（契約の解除）

安芸市は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

（１）受託者が前条に定める禁止行為を犯し、これを改善しないとき。

（２）受託者の責めに帰する理由により、契約期間内に受託者が業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

（３）受託者が違法行為を行い、それにより契約の目的を達成することができないと認められるとき。

第７章　成果品

第38条（成果品）

成果品は下記のとおりとする。

（1）作業が完了した遺物	1式
（2）遺物台帳	1式
（3）遺物実測図	1式
（4）デジタルトレース図・掲載調整済遺構図（出力図）	各1部
（5）遺物カラー写真プリント	1式
（6）遺物観察表（出力したもの）	1式
（7）報告書（無線綴じ）	300冊
（8）データファイル（CDまたはDVD等）	1式
イ　デジタルトレース　Adobe Illustrator　CC	
ロ　遺物写真　RAW及びJPEG形式	
ハ　遺物観察表	
二　報告書　Adobe　InDesign　CC	
（9）その他、安芸市が指示するもの	1式

第39条（疑義等）

受託者は、本仕様書・設計図書等に記載がないが、その他必要と思われる作業については、安芸市と打合せ記録簿等の書面をもって協議し、安芸市の承認を受ける。なお、承認のないものについては、業務内容の変更の対象としない。

2　受託者は、本業務の実施に当たり、疑義あるいは仕様書に記載なき事項が生じた場合、安芸市と協議を行い解決するものとする。

以上